トセル「労働組合ノ承認」ハ時期尚早ナリトシ拒絶シタル為メ今ヤ争議決
裂セリ、争議団側ハ共同経営ニ依リ来ル意見ノ一致ヲ見ズニ
就テ労働者側会社中ノ「従業員ハ全部十余名ニ組合ニ加入シ
是ニ於テ会社側ハ専用セサルコト」ノ條件アリ組合同盟ノ一部
労働組合員ハ全部加盟シ抗議ヲ申込ミントスルノ様ヲ利用シ会社
加盟之ニ二ヲ組合同盟ニ加入セシメ之等ノ三名ヲ通シテ組合同盟
ヨリ労働者ノ條件ヲ為サシムルコトヲ計画シ組合同盟幹部ニ於テ
様ヲ利用シ自組合員ト業者トノ入場セシムベク画策シタリ
労スル事業主ヲ説得シタル結果二十名ノ失業組合員ヲ臨時職
工トシテ入場セシメントシ内諾シ作業セシメ策動シタルニ於テ会社ニ
主側ト折合セ六月十二日ヨリ全組合員ヲ解雇シ入場セシメ作業
ノ開始セシメントシ他千数名ハ解雇之ヲ入場セシメシトシ協定
シタル模様ナルガ二十八日会社側ハ出勤者ニ対シ就業解除

約五十名出勤シタルニ会社側ガ組合同盟幹部井塚鍛雄外二
名ノ全員ヲ拒絶シタル為メ作業ヲ為スニ至ラス引揚ケ二十九日又同
様出勤シタルニ会社側ヨリ警察署ニ検束方ヲ申請シタル為メ一時(反)対シ引揚
ケタル為メ会社ニ於テ寛大解雇通知ヲ発シタルヲ以テ争議
団ハ病院長ノ調停ニ依リ妥協成立六月四日左記條件ニテ解決ス

解決條件

一、労働組合承認ノ件ハ撤回セシメ工場主ノ理解ニ一任ス

略

二、三、四、五、ノ件撤回ス

④ 名称 木材工場

所在地、王子町稲付郡杉塚町大字東岸北、

労働者、二五名。